



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

厚生労働省
秋田労働局発表
平成 26 年 5 月 2 日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局総務部企画室
室 長 町 田 良 則
室長補佐 須 藤 学
電話 018-883-4254

「平成 26 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定

秋田労働局（局長 小林泰樹）では、「平成 26 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定しました。

有効求人倍率は高水準を維持するなど改善が続いているものの全国と比較すると依然低い水準であり、厳しい雇用情勢が続く中で、今年度においては、重層的なセーフティネットの構築、地域のニーズに即した職業訓練の実施など「全員参加型社会」の実現に向けた取組を進めることとしました。労働局、県内 6 カ所の労働基準監督署、11 カ所の公共職業安定所（ハローワーク）においてこの方針に基づき、地方自治体等とも連携し、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

なお、重点対策の概要は以下のとおりです。詳細な内容につきましては、別添「秋田労働局のご案内(行政運営方針のあらまし)」とホームページに掲載の平成 26 年度版「秋田労働局行政運営方針」をご覧ください。

平成 26 年度秋田労働局行政運営方針の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ○労働条件の確保・改善対策 | 経済情勢に対応した法定労働条件の確保 |
| ○最低賃金制度の適切な運営 | 最低賃金額の周知、引き上げの影響を受ける中小企業支援 |
| ○労働者の安全と健康確保対策 | 休業災害、重篤な災害の多い重点業種への対策強化 |

2 職業安定行政の重点施策

- | | |
|------------------------|---|
| ○職業紹介業務の充実強化 | 求人者・求職者にニーズに応じたマッチング機能の強化 |
| ○若年・高齢・障害者の
雇用対策の推進 | 新卒者・既卒者の就職支援、県内就職の促進
障害者法定雇用率達成企業割合の向上 |

3 職業能力開発行政の重点施策

- 地域ニーズに即した職業訓練等の展開による就職支援の推進

4 雇用均等行政の重点施策

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○男女雇用機会均等確保対策の推進 | ポジティブアクションの促進 |
| ○仕事と家庭の両立支援対策の推進 | 育児・介護休業法の履行確保 |
| | 次世代法認定マーク「くるみん」の普及 |

5 総合労働行政機関として推進する重点施策

- 不適切な解雇等の予防のための啓発指導及び離職を余儀なくされた場合の総合的支援



平成
26年度版

秋田労働局のご案内

（行政運営方針のあらまし）

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です



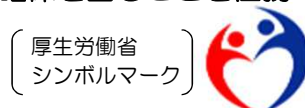
厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局ってどんなところですか？

【厚生労働省】

[東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎第5号館]

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進、並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務としています。

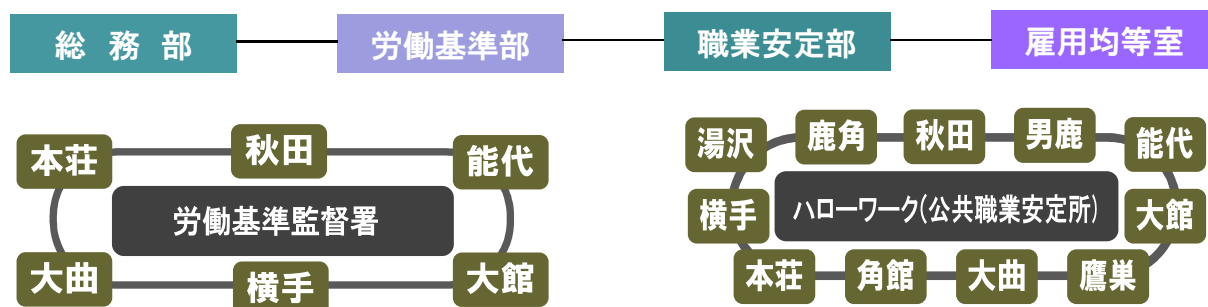


【秋田労働局】

[秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎] / 厚生労働省の地方支分部局

働く環境の整備、職業の安定、男女の均等な雇用の確保等、職業生活全般にわたる総合的な行政サービスを展開しています。

主な任務は、労働相談受理や労働基準法等の監督指導、司法事件の捜査、災害調査、労働災害防止、最低賃金に関する業務、労災保険に関する業務、職業紹介、職業指導、雇用保険に関する業務、男女均等取扱い対策、セクシュアルハラスメント対策、育児・介護休業等に関する業務、労働保険の適用徴収業務などを行っています。



秋田労働局はどんなことを目指しているんですか？

【平成26年度の主な数値目標】

常用就職率

40.6%

新規高卒者の
県内就職割合

68.0%

フリーターの
常用雇用数 年間

3,983人

高齢者就職支援
対象者の就職率

48.0%

障害者雇用率
達成企業割合

前年実績から上昇
1.5pt

求職者支援訓練終了
3ヵ月後の就職率

基礎コース 55.0%
実践コース 60.0%



平成26年度はどんなことをするのですか？

行政運営の5つの柱



5つの柱

- ☐ 労働基準行政の重点施策
 - ・経済状況に対応した労働条件の確保等の積極的な推進
 - ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進
- ☐ 職業安定行政の重点施策
 - ・職業紹介業務の充実強化による就職の推進
 - ・若年者等・高年齢者・障害者の雇用対策の推進
- ☐ 職業能力開発行政の重点施策
 - ・地域ニーズに即した職業訓練等の展開による就職支援の推進
- ☐ 雇用均等行政の重点施策
 - ・男女雇用機会均等の確保対策の推進
 - ・職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- ☐ 総合労働行政機関として推進する重点施策
 - ・労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施
 - ・各分野ごとの連携した対策の推進

過重労働監督における
36協定の当事者の
適格性、周知状況の確認

100%

重点対象業種の労働災害減少

(死傷者数) 24年比

小売業 8%減
飲食店 4%減
社会福祉施設
陸上貨物運送事業

(死亡者数)

製造・建設・林業

5人以下

メンタルヘルス
対策の実施
(規模20人以上の企業)

50%

ポジティブ・アクション
取組への働きかけ

訪問企業のうち取組回答

60%

次世代法に基づく認定
「くるみん」マークの普及

取得企業数

3社以上



平成26年度秋田労働局の重点施策

はじめに

平成26年度の行政運営にあたっては、有効求人倍率が高水準を維持するなど改善が続いているものの全国と比較すると依然低い水準であり、雇用調整の動きも散見されるなど厳しい雇用情勢であることには変わらない中で、職業紹介業務の充実強化を図りながら、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、重層的なセーフティネットの構築、若者、女性、高齢者、障害者などへの就労支援や、成長分野などでの人材育成を推進するとともに、地域のニーズに即した職業訓練の実施など、「全員参加型社会」の実現に向けた雇用対策に取り組むこととする。

また、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、子育て支援策、男女雇用機会均等確保対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めることとする。

1 労働基準行政の重点施策

経済情勢に対応した法定労働条件の確保等を積極的に推進します

目標

- 過重労働による健康障害防止として、臨検監督した事業場について、36協定の当事者の適格性の確認、周知状況の確認を確実に実施します。

目標値 100%

過重労働監督における
36協定の当事者の
適格性、周知状況の確認

100%

主な施策

- ・長時間労働の抑制のための監督指導を実施し、限度基準の遵守を推進します。
- ・法定労働条件の確保のため法令遵守の徹底を図り、重大・悪質事案に対しては厳正に対処します。また、倒産や大量整理解雇等の情報を把握し、履行確保上の問題が懸念される事案等については、監督指導の実施により迅速かつ適切に対応します。
- ・労働時間適正把握基準の遵守を重点とした監督指導を実施し、賃金不払残業の防止に努めます。
- ・労働契約法や裁判例など労働契約に関するルールを労使双方に周知啓発します。
- ・「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知のため、各種説明会で説明します。

最低賃金制度を適切に運営します

主な施策

- ・最低賃金審議会を円滑に運営し、各団体を通じて、広く最低賃金額の周知徹底を図ります。
- ・最低賃金法の履行確保上、問題があると考えられる地域、業種等を重点に監督指導を行い、遵守徹底を図ります。
- ・最低賃金引き上げのための中小企業支援対策(助成制度)を広く周知し利用促進を図ります。



労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進します

目標

- 第12次労働災害防止計画等に基づき労働災害の減少を図ります。

第三次産業の重点対象業種の死傷者数減少(24年比)

小売業 8%減 社会福祉施設 4%減
飲食店 8%減 陸上貨物運送事業 4%減

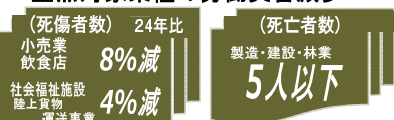
製造・建設・林業の死亡者数 5人以下

規模20人以上メンタルヘルス対策の実施企業50%以上

主な施策

- ・休業災害の多い第三次産業の重点業種に対し、災害防止説明会を継続的に開催する等により、労働災害の減少を図ります。
- ・重篤な災害の多い重点業種に対し、労働災害防止団体と連携してリスクアセスメントの普及や機械の安全対策、化学物質管理対策、高齢者安全対策等を推進します。
- ・メンタルヘルス不調予防対策及び職場復帰対策のためのセミナーを開催します。
- ・事業場における自主的な安全衛生活動への指導等を行います。
- ・最も多い転倒災害の防止対策を推進します。

重点対象業種の労働災害減少



労災補償対策を推進します

目標

- 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。

行政手続法標準処理期間の1/2以内処理

主な施策

- ・認定基準に基づいた労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- ・計画的な調査等による精神障害事案及び脳・心臓疾患事案の適正な処理を行います。
- ・石綿関連疾患の労災請求について、請求期限の周知・広報を的確に実施し、早期請求勧奨を行います。



労働災害発生状況の推移



参考

第12次労働災害防止計画目標

(平成24年と比較して)

平成29年までに死傷者数を15%以上減少

平成29年までに死亡者数を15%以上減少

- ◆労働局では「労災かくし」に対し、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処することとしています。
- ◆事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。



2 職業安定行政の重点施策

職業紹介業務を充実強化します

目標

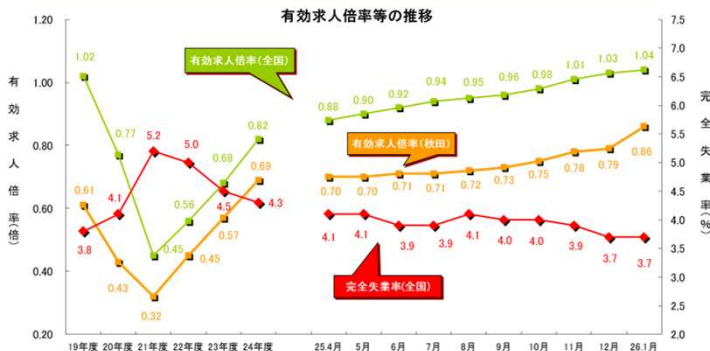
- 求職者の常用就職促進を図ります
常用就職率 40.6%以上
- 雇用保険基本手当2/3以上残して早期就職した者の割合を高めま
早期再就職割合 32.3%以上
- 新規求人の充足率を高めま
常用新規充足率 35.1%以上

主な施策

- ・求人の総量を確保するとともに、正社員求人や求人倍率の低い職種の求人確保を図ります。
- ・求人票や求人内容への助言や未充足求人に対する求職者情報の提供、ミニ面接会の実施等の求人充足対策を強化します。
- ・就職支援セミナーの効果的な実施により雇用保険受給者の早期再就職支援を実施することや担当者制の充実強化に向けた求職者サービスの一層の充実を図ります。
- ・希望する民間ビジネスや自治体にハローワークの求人情報を提供し、地域全体でマッチング機能を強化します。

常用就職率

40.6%



地方自治体との連携

目標

- Aターン就職者数 1,300人以上

主な施策

- ・定期的な訪問による情報提供等により、地方自治体との連携体制を一層強化します。
- ・県との連携のもと、Aターン登録制度の積極的な周知を図り、Aターン就職を促進します。

若年者雇用対策を推進します

目標

- 新規学卒者の県内就職を高めま
新規高卒者の県内就職割合 68.0%以上
高校生・大学生等就職内定率前年度以上

新規高卒者の
県内就職割合

68.0%

主な施策

- ・学卒求人の早期提出・採用枠拡大の要請や積極的な求人開拓により求人の総量確保に努めるとともに、ジョブサポーターによる担当者制によりきめ細かな就職支援を実施します。
- ・「若者応援企業」の普及拡大や情報発信により新卒予定者と中小企業とのマッチングを強化します。
- ・未就職卒業者の就職支援、学校等との連携した職業相談、職業意識形成を実施するほか、就職後の職場定着支援にもとりくみます。

新規就職高卒者の就職内定者数及び内定率(1月末現在)



目標

- フリーターの常用雇用化を推進します
常用雇用数 3,983人以上

フリーターの
常用雇用数 年間

3,983人

主な施策

- ・わかもの支援コーナー等において就職支援を強化し、トライアル雇用や求職者支援制度の積極的な活用により正規雇用化を図ります。
- ・ニート等の若者の職業的自立を支援します。

高齢者雇用対策を推進します

目標

- 高齢者総合相談窓口での担当者制による就労支援を図ります

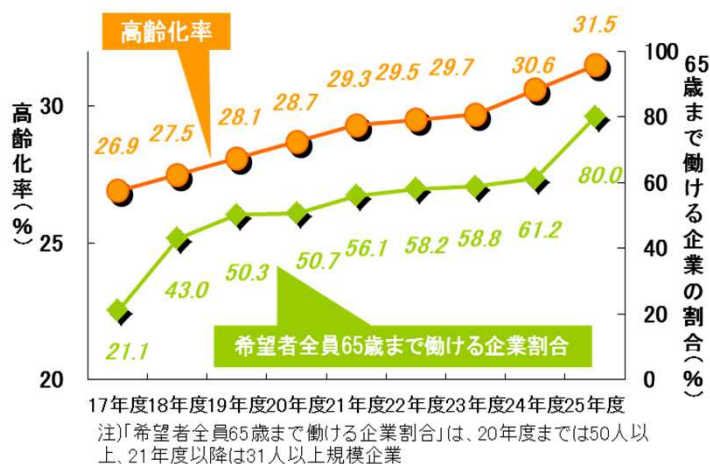
就労支援対象者の就職率 48.0%以上

高齢者就職支援
対象者の就職率

48.0%

主な施策

- ・未達成企業への個別指導を実施するほか、事業主団体や自治体と協力し、改正高齢法の周知に努める。
- ・高齢者のニーズ等を踏まえた支援や就職困難者に対する就労総合支援チームによる就労支援を実施します。



重層的なセーフティネットの構築を推進します

目標

- 生活困窮者の就職を促進します

支援対象者980人以上 就職者数440人以上

主な施策

- ・自治体との連携体制を一層強化し、生活保護申請段階の者も支援候補者とし、早期に就労支援を実施します。
- ・支援対象者に対しては、集中支援プランを策定し就職実現を図るほか、就職後のフォローアップにより職場定着を図ります。
- ・雇用の維持に努める企業に対して、雇用調整助成金による支援を積極的に実施します。

障害者雇用対策を推進します

目標

- 障害者の雇用促進を図ります

障害者就職件数 前年度(659件)以上

- 民間企業における障害者雇用率達成割合を引き上げます

雇用率達成割合 前年から1.5pt上昇(H27.6.1時点)

- 精神障害者雇用トータルサポーターによる相談支援を強化します

次の段階への移行率 前年度(69.6%)以上

障害者雇用率
達成企業割合

前年実績から上昇
1.5pt

主な施策

- ・秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームにより、相互に連携した事案を検討する等により、障害者雇用対策を推進します。
- ・個別求人開拓・トライアル雇用・ジョブコーチ支援制度、福祉・教育・医療等との連携・チーム支援により障害者の就職促進と職場定着の促進を図ります。
- ・障害者雇用率達成のため、厳正な指導を行います。
- ・精神障害者雇用トータルサポーターを増加する等により、精神障害者・発達障害者に対する雇用対策を強化します。



子育て女性等に対する雇用対策を推進します

目標

- マザーズコーナー秋田・横手の利用を促進します

年間目標 620人以上 就職率 87.0%以上

主な施策

- ・マザーズコーナーの周知広報や子育て関連情報提供等を行うとともに、利用者の状態に応じた就職支援を行います。

3 職業能力開発行政の重点施策

地域ニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練
と訓練修了者への就職支援を推進します

目標

○ 訓練修了者の就職を促進します

公共職業訓練3ヶ月後の就職率
施設内訓練 80.0%以上 委託訓練 70.0%以上

求職者支援訓練3ヶ月後の就職率
基礎コース 55.0%以上 実践コース 60.0%以上

主な施策

- ・ 地域や企業の人材ニーズを踏まえ職業訓練計画を策定します。
- ・ 公共職業訓練の積極的な活用促進を図るとともに、担当者制によるマンツーマン対応など支援を強化します。
- ・ 雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者支援制度等を活用し、積極的な就職支援を行います。

求職者支援訓練終了
3ヵ月後の就職率

基礎コース 55.0%
実践コース 60.0%

4 雇用均等行政の重点施策

雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保対策を推進します

目標

○ ポジティブ・アクションを促進するため企業 に対する働きかけを強力に推進します

訪問企業のうち取り組む旨の回答企業の割合 60%

主な施策

- ・ 平成26年7月1日から施行される改正男女雇用機会均等法施行規則等の周知を図ります。
- ・ 計画的に報告徴収を行い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについては厳正な指導等を行います。
- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントに対する適切な対応について指導し、相談には的確に対応し、紛争解決援助制度を活用します。
- ・ 妊娠中や出産後の女性労働者に母性健康管理関係の情報を届けます。
- ・ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対し具体的な取組への助言など積極的な支援を行い、「ポータルサイト」の活用を勧めます。

ポジティブ・アクション
取組への働きかけ

訪問企業のうち取組回答
60%

ジョブ・カード制度の普及を促進します

目標

○ ジョブ・カードの活用を促進します ジョブ・カード取得者 2,600人以上

主な施策

- ・ 関係機関と連携のもと、制度の有用性の周知・啓発を行い、制度の活用促進を図ります。
- ・ 正社員経験が少ない者等に、ジョブ・カードの作成支援を行い活用促進を図ります。



パートタイム労働者の均等・均衡待遇の
確保対策を推進します

目標

○ パートタイム労働法に義務づけられている措置等 の履行確保を図るとともに正社員との 均衡待遇を進めます

指導事業所における是正率 100%

主な施策

- ・ パートタイム労働法に基づく指導を計画的に行い、パートタイム労働者等からの相談に適切に対応します。
- ・ 正社員とパートタイム労働者の均衡待遇を確保するため、職務分析・職務評価の導入支援を行います。
- ・ 事業主への自主点検を実施し、法の周知と雇用管理改善の取組を促します。



職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します

目標

○ 育児休業制度の定着・取得を促進します
指導事業所における是正率 100%

○ 次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得を働きかけます
取得企業数 3社

次世代法に基づく認定
「くるみん」マークの普及

取得企業数
3社以上

主な施策

- ・ 育児・介護休業法の履行確保のための計画的な指導を行います。
- ・ 育児休業取得を理由とした退職の強要等不利益取扱いの相談には適切に対応し、紛争解決援助制度を活用します。
- ・ 両立支援に取り組む事業主に対する支援として、両立支援助成金の活用を促進します。
- ・ くるみん認定企業が増えるように、積極的に働きかけます。



参考



■ 行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

また、認定を受けた事業主は、認定マークを商品等につけることができます。

5 労働保険適用徴収業務の重点施策

労働保険適用徴収業務の適正な運営を図ります

目標

- 労働保険料等の収納率の向上に努めます
前年度収納率を上回る
- 労働保険の未手続事業場の一掃に努めます
労働保険成立件数 250件

主な施策

- ・ 労働保険料の適正徴収を推進します。
- ・ 労働保険の適用促進を図ります。
- ・ 労働保険事務組合の育成指導を行います。

6 個別労働関係紛争の解決の促進

個別労働紛争解決制度の円滑かつ適正な運営を図ります

目標

- 簡易・迅速な処理を行います
助言・指導処理期間 1ヶ月以内 95.0%以上
あっせん処理期間 2ヶ月以内 90.0%以上

主な施策

- ・ 総合労働相談コーナーにおける的確な対応に努めます。
- ・ 効果的な助言・指導、あっせんを実施します。
- ・ 個別労働紛争解決のための取組を効果的に機能させるため関係機関と連携を強化します。

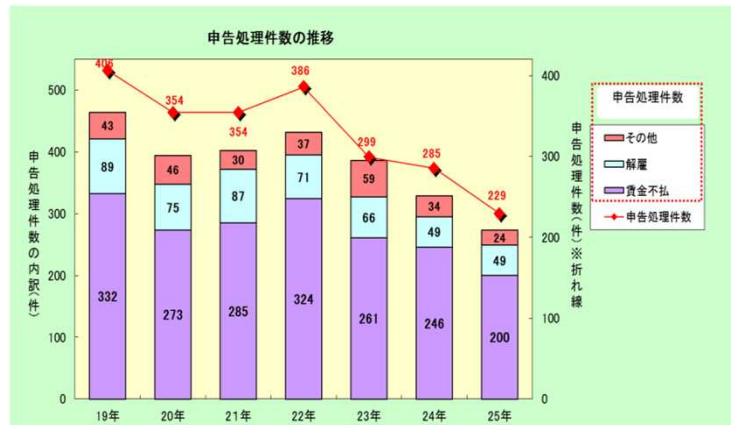


7 総合労働行政機関としての取組

労働条件の確保、雇用の安定等を
図るための総合的施策を実施します

主な施策

- ・企業倒産、雇用調整等による、不適切な解雇や雇止めの予防のための啓発指導等を実施するとともに、離職を余儀なくされた場合は、賃金不払い、解雇手続き、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続き等について総合的かつ機動的な対応を図ります。

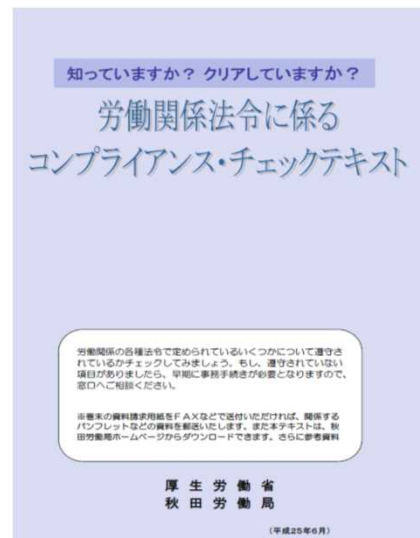


各分野ごとの連携した対策を推進します

① 東日本大震災からの復興を支援します

主な施策

- ・関係機関と連携し、県内被災者の状況把握に努め、個々のニーズを踏まえた就職・就労を支援します。
- ・被災者雇用開発助成金を周知し、被災者の就職促進を図ります。
- ・被災地の復旧・復興工事に係る相談等があった場合には、該当局とも連携し適切に対応します。



② 労使紛争の未然防止や安心して働ける職場をつくるため労働関係法令等の周知に努めます

主な施策

- ・簡便な法定労働条件の周知を兼ねた雇入通知書を作成・配布します。
- ・使用者が遵守しなければならない労働関係法令をとりまとめた「コンプライアンス・チェックテキスト」を労使双方に周知します。

募集・採用に関するチェック項目

《適正な採用のために》		【チェック結果を〇印】	
【項目1】	公正採用選考	【項目2】	資料入手の必要性
<説明>	独自に作成した応募用紙であっても、本籍や家族の状況(家族構成・勤務先など)、現住所の略図等本人適性・能力に関係のないことを記入させたり、戸籍謄(抄)本を提出させてはならないことを知っていますか。	知っている	有
<関係法令等>	募集内容の的確な表示などに関して適切に対処するための指針	クリアしている	無
<相談窓口>	職業安定部職業安定課		
<参考資料>	厚生労働省ホームページ / 印刷物「公正な採用選考をめざして」、採用選考自主点検資料 http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saibo/saibo1.htm		

③ 使用者による障害者虐待の防止対策を推進します

主な施策

- ・障害者虐待が行われている恐れがある情報を把握した場合は、各部署が連携し、すみやかに実態調査を行い、法令違反が認めればその是正を指導します。

使用者による障害者虐待をなくそう

すべての人が安心して働き続けられる職場にするために



● 障害者虐待防止法が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護等に対する取組等を促す法律」(以下「障害者虐待防止法」)が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の権利を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を防止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みが、障害者を特に養護する人(養護者)に対して支援措置を講ずることなどを定めたものです。

● 「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設事業者等による障害者虐待」「雇用者による障害者虐待」の3つについて、それぞれ防止等を規定していますが、このリーフレットでは、「雇用者による障害者虐待」を解説します。
「雇用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他の事業の営利に關する事項について事業主の地位に相当する者(工場長、専任監督者、人事担当者など)をいいます。使用者が事業所で雇用する障害者について行う、次のページのような行為は「雇用者による障害者虐待」と定義されています。

平成26年度 行政運営方針重点取組・数値一覧

項 目	対策別	取組の方向・目標
労働基準行政の重点 施策	経済情勢に対応した法定労働条件の確保等	・過重労働による健康障害防止監督における36協定の当事者の適格性、 周知状況の確認 100%
	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり	・重点対象業種の死傷者数を24年より減少させる 小売業 8%減 社会福祉施設 4%減 飲食店 8%減 陸上貨物運送事業 4%減 ・製造業・建設業・林業の死亡者数 5人以下 ・規模20人以上の企業のメンタルヘルス対策実施 50%以上
	労災補償対策の推進	・労災保険給付を行政手続法に定める標準処理期間の1/2以内で処理
職業安定行政の重点 施策	職業紹介業務の充実強化	・常用新規就職率 40.6%以上
		・雇用保険受給者早期再就職割合 32.3%以上
		・常用新規充足率 35.1%以上
	地方公共団体との連携	・Aターン就職数 1,300人
	生活困窮者の就労支援の推進	・支援対象者数 980人以上
		・就職者数 440人以上
	若年者雇用対策の推進	・新規高卒者の県内就職割合 68.0%以上
		・高卒・大卒等の就職内定率 前年内定率以上
		・フリーターの常用雇用者 3,983人以上
	高齢者雇用対策の推進	・就労支援対象者の就職率 48.0%以上
		・障害者就職件数 前年度(659件)以上
		・民間企業における障害者雇用率達成割合 前年から1.5%pt以上上昇(H27.6.1時点)
	子育て女性等に対する雇用対策の推進	・精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援終了者のうち 就職に向けた次の段階へ移行した者の割合 前年度(69.6%)以上
		・マザーズコーナー(秋田・横手)の 担当者制重点支援対象者数 年間620人以上
		・マザーズコーナー(秋田・横手)の 上記の就職率 87.0%以上
職業能力開発行政の 重点施策	地域ニーズに即した職業訓練等の展開と訓練修了者への就職支援	・公共職業訓練の就職率 施設内訓練 80.0%以上、委託訓練 70.0%以上
		・求職者支援訓練終了3か月後の就職率 基礎コース 55.0%以上 実践コース 60.0%以上
	「ジョブ・カード」制度の普及推進	・ジョブ・カード取得者数 2,600人
雇用均等行政の重点 施策	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	・ポジティブ・アクション取組への働きかけ 訪問企業のうち取り組む旨の回答があった企業の割合 60%
	職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	・育児・介護休業法の履行確保、育児休業制度の定着取得促進 指導事業所における是正率 100%
		・次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得促進 取得企業数 3企業以上
	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進	・パートタイム労働法の履行確保及び正社員との均衡待遇の推進 指導事業所における是正率 100%
労働保険適用徴収業務の適正な運営	労働保険料等の収納率の向上と未手続事業の一扫	・労働保険料収納率 前年度収納率を上回る ・労働保険成立件数 250件
個別労働紛争の解決の 促進	簡易・迅速な処理	・助言・指導処理期間 1ヶ月以内 95.0%以上
		・あっせん処理期間 2ヶ月以内 90.0%以上

秋田労働局・労働基準監督署・ハローワークの所在地

秋田労働局 第一庁舎

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3
秋田合同庁舎

● 総務部

総務課 Ⅱ(018) 862 - 6681
企画室 Ⅱ(018) 883 - 4254
労働保険徴収室 Ⅱ(018) 883 - 4267

● 労働基準部

監督課 Ⅱ(018) 862 - 6682
健康安全課 Ⅱ(018) 862 - 6683
賃金室 Ⅱ(018) 883 - 4266
労災補償課 Ⅱ(018) 883 - 4275

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4
秋田第2合同庁舎

● 雇用均等室 Ⅱ(018) 862 - 6684

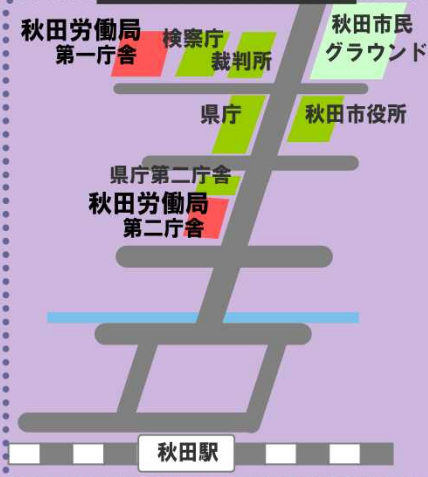
秋田労働局 第二庁舎

〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7
東カンビル 5F

● 職業安定部

職業安定課 Ⅱ(018) 883 - 0007
職業対策課 Ⅱ(018) 883 - 0010
地方訓練受講者支援室 Ⅱ(018) 883 - 0006
需給調整事業室 Ⅱ(018) 883 - 0007

秋田労働局案内図



労働基準監督署

秋田労働基準監督署	Ⅱ(018) 865 - 3671 〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4
能代労働基準監督署	Ⅱ(0185) 52 - 6151 〒016-0895 能代市末広町4-20
大館労働基準監督署	Ⅱ(0186) 42 - 4033 〒017-0897 大館市字三の丸6-2
横手労働基準監督署	Ⅱ(0182) 32 - 3111 〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23
大曲労働基準監督署	Ⅱ(0187) 63 - 5151 〒014-0063 大仙市大曲日の出町1丁目20-12
本荘労働基準監督署	Ⅱ(0184) 22 - 4124 〒015-0885 由利本荘市水林428

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク秋田	Ⅱ(018) 864 - 4111 〒010-0065 秋田市茨島1丁目12-16
ハローワーク男鹿	Ⅱ(0185) 23 - 2411 〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
ハローワーク能代	Ⅱ(0185) 54 - 7311 〒016-0851 能代市緑町5-29
ハローワーク大館	Ⅱ(0186) 42 - 2531 〒017-0046 大館市清水1丁目5-20
ハローワーク鷹巣	Ⅱ(0186) 60 - 1586 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
ハローワーク大曲	Ⅱ(0187) 63 - 0335 〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3
ハローワーク角館	Ⅱ(0187) 54 - 2434 〒014-0372 仙北市角館町小館32-3
ハローワーク本荘	Ⅱ(0184) 22 - 3421 〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1
ハローワーク横手	Ⅱ(0182) 32 - 1165 〒013-0033 横手市旭川1丁目2-26
ハローワーク湯沢	Ⅱ(0183) 73 - 6117 〒012-0033 湯沢市清水町4丁目4-3
ハローワーク鹿角	Ⅱ(0186) 23 - 2173 〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4

管轄区域図



附属施設

ハローワークプラザアトリオン (マザーズコーナー秋田)	Ⅱ(018) 836 - 7820 〒010-0001 秋田市中通2-3-8
ハローワークプラザよこて (マザーズコーナー横手)	Ⅱ(0182) 33 - 8103 〒013-0060 横手市条里3-2-7
ハローワークプラザ御所野 (秋田新卒応援ハローワーク)	Ⅱ(018) 889 - 8448 〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1

秋田労働局ホームページ

<http://akita-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>